

大通達甲（刑企）第11号
大通達甲（生企）第28号
大通達甲（交企）第9号
大通達甲（備一）第5号
平成27年12月16日

簿冊名	例規(1年)
保存期間	1年

本部各課・所・隊長
警察学校長 殿
各警察署長

刑事部長
生活安全部長
交通部長
警備部長

犯罪捜査規範の一部を改正する規則の制定について（通達）

この度、犯罪捜査規範の一部を改正する規則（平成27年国家公安委員会規則第19号）が別添のとおり公布され、一部を除き、平成28年1月1日から施行されることとなった。今回の改正の趣旨、要点及び運用上の留意事項は下記のとおりであるから、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 改正の趣旨

不正競争防止法の一部を改正する法律（平成27年法律第54号）の制定に伴い、不正競争防止法（平成5年法律第47号）の運用等に係る所要の規定の整備を行うものである。

2 改正の要点

(1) 没収保全等に関する規定の整備

ア 没収保全等の請求の手續に関する規定の整備

不正競争防止法に基づく没収保全又は附帯保全（以下「没収保全等」という。）の請求は、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の階級に当たる司法警察員が責任をもってこれに当たり、その請求に当たっては、順を経て警察本部長（警視総監又は道府県警察本部長をいう。）又は警察署長に報告し、その指揮を受けなければならないこととした。（第163条関係）

イ 没収保全等請求簿の様式の改正

没収保全等の請求に関し、所要の事項を記載する没収保全等請求簿の様式の一部を改め、根拠法の欄に不正競争防止法を追加することとした。（別記様式第15号関係）

(2) 施行期日等

ア この規則のうち、不正競争防止法に基づく没収保全等に関する改正規定については不正競争防止法の一部を改正する法律の施行の日（平成28年1月1日）から、その他

の改正規定については公布の日から施行することとした。(附則第1項関係)

イ その他所要の経過措置を定めた。(附則第2項関係)

3 運用上の留意事項

附則第2項において、別記様式第15号の改正後の経過措置として、「当分の間、なお従前の例によることができる」としていることから、平成28年1月1日以降に没収保全等の請求を行った場合で改正前の様式を用いるときは、根拠法の欄の「麻薬特例法」と「組織的犯罪処罰法」の間に「不正競争防止法」と記載し、当該請求の根拠法に該当するものを丸で囲むこととする。

(刑事企画課指導係)

(生活安全企画課企画係)

(交通企画課企画係)

(警備第一課企画係)